

ルールを守って楽しい花火

消防本部予防課

本格的な夏を迎え、家族そろって花火を楽しむ季節がやってきました。



しかし「おもちゃ花火」といっても花火の原料は火薬です。

家族で気軽に楽しめる花火も正しく取り扱わないと、火災になったり、火傷をするなどの事故につながりかねません。

そこで、夏の風物詩「花火」の安全のために次のことに注意してください。

- ① 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守る
- ② 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの近くで遊ばない
- ③ 風の強いときは、花火遊びをしない
- ④ 水バケツなどの消火の準備をする
- ⑤ 大人と一緒に遊ぶ
- ⑥ たくさんの花火に、一度に火をつけない
- ⑦ 正しい位置に火をつけ、途中で火が消えても、のぞき込まない
- ⑧ 花火をほぐして遊ばない
花火を楽しむために、場所

と時間そして後始末のことを考えて花火遊びをしてください。

【問い合わせ】
消防本部予防課

☎ 24・9105

子どもの水の事故を防ぐために

消防本部消防救急課

水に親しむシーズンがやってきました。海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになると同時に、水の事故が増えます。子どもの水の事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。



① 屋外での事故を防ぐため

- ・ 危険な場所の点検をする
- ・ 海や川などで子どもだけで水遊びをしているのを見かけたなら声をかけて止めさせる
- ・ 泥沼や草の生い茂っているところには近寄らせない
- ・ 丸太や漂流物の上では遊ばせない

- ・ 幼児に水遊びをさせるときは、保護者が同伴し、幼児から目を離さない

② 日常生活での事故を防ぐため

好奇心旺盛な子どもの事故

は、周囲の大人が気を配って予防する以外に方法はありません。家の中を点検し、子どもにも危険な場所を教えることも大切です。

《気をつける場所》

- ・ 水の入った浴槽やバケツ
- ・ 水の入った洗濯機
- ・ 水の入ったビニールプール・トイレ

本格的な水のシーズンを迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所での水泳や水遊びなどをしてはいけないことを再確認しましょう。子どもを水の事故から守るためには、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

※水による事故はないことが何よりですが、万が一、事故が発生した場合の対処、応急手当の講習会の希望は次のところへご連絡ください

【問い合わせ】

消防本部消防救急課

☎ 24・9116

平成21年全国消費実態調査

本庁総務課

今年の9月から11月の3カ月間にわたり「平成21年全国消費実態調査」が行われます。

この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、全国すべての世帯から統計的な方法に基づいて選定された世帯で、主に家計簿をつけていただくものです。調査の結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料などとして広く利用されます。

上野伊予町の一部、上野田端町の一部、ゆめが丘6丁目の一部、丸柱の一部、横山グリーンタウンが調査区に設定されており7月中旬以降に調査員が調査世帯リスト作成のため各世帯を訪問して、世帯主の氏名などをお尋ねいたしますので、ご協力をお願いします。また、作成された調査世帯リストから調査世帯を市で選定し、選定された世帯へ8月下旬ごろ調査員が家計簿などの記入のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、統計調査により集められた個人情報「統計法」によって保護されます。統計調査員などの統計に携わる者に厳格な守秘義務が課せられているほか、記入していただいた調査票は集計が完了したのち溶解処分するなど、厳重に個人情報保護しますので、どうぞ安心してお答えくださるようお願いいたします。

【問い合わせ】 本庁総務課

☎ 22・9601

第29回伊賀焼陶器まつり

阿山支所産業建設課

【とき】

7月24日(金)・25日(土)
午前9時～午後5時
26日(日)
午前9時～午後4時

【ところ】

すばらく阿山(あやまふれあい公園内ゲートボール場)

【内容】

1250年の歴史を誇る伊賀焼の祭典。伊賀焼の窯元が一同に会し、陶芸家達の個性豊かな作品が会場狭しと並べられ、展示即売されます。

そのほか、窯元自慢の抹茶茶碗からお気に入りのものを選んで抹茶が楽しめるお茶席コーナーや、伊賀焼情報発信コーナー、伊賀の特産品販売コーナーなども会場を盛り上げます。

【問い合わせ】

伊賀焼陶器まつり実行委員会
阿山支所産業建設課

☎ 44・1701
☎ 43・1544



戦没者などのご遺族の皆さんへ

第9回特別弔慰金

本庁厚生保護課

公務扶助料や遺族年金などを受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において受給権者がいない場合、第9回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の記名国債が支給されます。

●対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- ①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者の子
- ③戦没者の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
- ④上記③以外の戦没者の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

戦没者と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方

※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者と生計関

係を有していたが上記③に該当しない方

⑤上記①から④以外の戦没者の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計維持を有していた方に限ります

【請求期限】平成24年4月2日
【請求先・問い合わせ】

本庁厚生保護課

☎22・9650

各支所住民課

伊賀支所 ☎45・9105

鳥ヶ原支所 ☎59・2163

阿山支所 ☎43・9711

大山田支所 ☎47・1151

青山支所 ☎52・3228

救急法講習会を開催

本庁厚生保護課

病気やけが、災害から自分自身を守り、急病人やけが人を正しく救助して、医師に引き継ぐまでの応急手当を学ぶ講習です。

※救急法基礎講習

※救急員養成講習（注）

（注）救急法救急員養成講習の受講者は、救急法基礎講習を終了された方に限ります。

【開催期間】

8月18日（火）20日（木）

午前9時～午後5時30分

【検定日】8月20日（木）

【ところ】上野商業高等学校

【定員】30人

【問い合わせ】

本庁厚生保護課

☎22・9650

社会を明るくする運動

本庁厚生保護課

人は変わる。一緒ならこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

毎年7月を強調月間として

います。

伊賀市推進委員会では、運動の一環として「街頭啓発」「作文コンテスト」「更生保護活動」などの事業を推進しています。

※『愛の資金』にご協力を！

「社会を明るくする運動」を支えるため、市民の皆さんの「愛の資金」へのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

本庁厚生保護課

☎22・9650

第4回市民大学講座

教育委員会生涯学習課

【とき】7月28日（火）

午後1時30分～3時10分

【ところ】伊賀市中央公民館

【内容】

《演題》「伊賀地域の文化的特性―東西文化と方言―」

《講師》皇學館大学文学部

教授 外山 秀一さん

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課

☎22・9679



環境学習会

本庁環境政策課

三重川越電力館と名古屋市科学館を見学します。

普段見ることができない発電所の中を探検し、電気が発電されるまでの過程を勉強します。

また、名古屋科学館では科学に関するさまざまな展示やプラネタリウムなどを見学したり、体験や実験をします。

【とき】

8月9日（日）

【ところ】

三重川越、名古屋方面

【集合場所】

市役所本庁西玄関（お車の駐車は有料です）

【集合時間】

午前8時15分集合（8時30分出発）

【参加料金】

大人 1,500円

子ども 1,000円

（3歳未満無料）

※バス代の一部を負担していただきます

【定員】40人程度

※電話予約、先着順

【申込期間】

7月7日（火）～8月4日（火）

午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日除く）

【その他】

子どもは、必ず責任者または保護者と一緒に参加してください。

施設への入館料（600円以下）と昼食代は各自で負担願います。

帰着は午後5時30分を予定しています。

※応募人数が20人に満たない場合は、中止とします

【申込先・問い合わせ】

本庁環境政策課

☎22・9637